

議事日程(第4号)

令和4年3月11日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について
(専決第1号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第3 議案第2号 新温泉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 新温泉町民バス条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 新温泉町公民館条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第12 議案第12号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(奥八田交流館 みあけ)
- 日程第13 議案第13号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」)
- 日程第14 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(道の駅 山陰海岸ジオパーク浜坂の郷)
- 日程第15 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(湯村温泉観光交流センター)
- 日程第16 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について
(専決第1号)損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第3 議案第2号 新温泉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 新温泉町集会施設条例の一部改正について

- 日程第5 議案第4号 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第5号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第6号 新温泉町民バス条例の一部改正について
日程第8 議案第7号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第9 議案第8号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
日程第10 議案第9号 新温泉町公民館条例の一部改正について
日程第11 議案第10号 辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第12 議案第12号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(奥八田交流館 みあけ)
日程第13 議案第13号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」)
日程第14 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(道の駅 山陰海岸ジオパーク浜坂の郷)
日程第15 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(湯村温泉観光交流センター)
日程第16 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議について
-

出席議員（15名）

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	岡坂遼太君	4番	澤田俊之君
5番	米田雅代君	6番	森田善幸君
7番	浜田直子君	8番	河越忠志君
10番	竹内敬一郎君	11番	岩本修作君
12番	池田宜広君	13番	中井勝君
14番	中井次郎君	15番	小林俊之君
16番	宮本泰男君		

欠席議員（1名）

9番 重本静男君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 小林正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	中井一久君
牧場公園園長	小野量就君	総務課長	井上弘君
企画課長	中井勇人君	税務課長	中村裕君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	中田剛志君
商工観光課長	水田賢治君	農林水産課長	西澤要君
建設課長	山本輝之君	上下水道課長	井上陽一君
町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	宇野喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	山本幸治君	会計管理者	吉野松樹君
こども教育課長	中島昌彦君	生涯教育課長	谷渕朝子君
調整担当	島木正和君	代表監査委員	島田信夫君

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第114回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から11年を迎えました。犠牲等になられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、いまだ震災の傷が癒えぬ地域の方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈りするものであります。

さて、本日は休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告と提出議案であります条例の改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別な御精励を賜りまして、慎重に御審議の上、適切妥当な結論を得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

西村町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、それぞれの委員会におきまして、課題及び提案事項への御指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の定例会は、報告1件、条例案8件、事件案5件につきまして御審議をお願いするところでございます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜り、適切かつ妥当なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお

願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、第114回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る3月3日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、3月9日付で町長から、議案第11号、ユートピア浜坂空調設備他改修工事請負変更契約の締結について撤回する申出がありました。この撤回の申出については、本日開催されました議会運営委員会に諮り、会議規則第20条第1項の規定により、議長が許可いたしました。したがって、議案番号第11号は欠番になります。

次に、休会中の所管事務調査として各委員会が開催されていますので、その状況をそれぞれの委員長から報告をお願いいたします。

初めに、議会運営委員会が3月3日及び本日3月11日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

開催日時は、3月3日及び本日11日でございます。まず、3月3日には、閉会中の調査事項3件について継続調査を申し出ることといたしました。

次に、本日の委員会では、協議事項3件について調査をいたしました。

1つ目は、町長から議長に提出のあった議案第11号、ユートピア浜坂空調設備他改修工事請負契約の締結についての撤回の申出についてでございます。調査の結果、本件の撤回の申出については、民生教育常任委員会の協議結果を尊重したものであり、会議規則第20条第1項の規定により、議長が撤回の手続を行うことが適当であるといたしました。

2つ目は、町長提出の追加議案として、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）が提出されることとなりましたので、3月17日に本会議を行い上程することといたしました。

3つ目は、議員発議として、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議が提出されましたので、本日の日程に上げることにいたしました。なお、日程については本日配付の、皆さんのところへ配付しておりますが、日程を見ていただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、ありがとうございました。

次に、総務産建常任委員会が3月7日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をします。

3月7日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

最初は、牧場公園課です。報告事項は1件です。

但馬牛博物館の機能強化については、世界農業遺産や博物館相当施設化のため、収蔵資料の整理や展示の充実に取り組むものです。

協議事項は、一般会計補正予算（第9号）の1件です。地域おこし協力隊員の任期途中での1名減によるものです。委員会として了承しました。

次に、農林水産課です。報告事項は5件ありました。主なものを報告します。

農林振興事業費補助金交付要綱の一部改正については、産地競争力強化総合対策事業を追加します。

優良牛確保事業の補助対象上限頭数を3頭から5頭に拡充します。また、水田、畑作、野菜等の産地において、栽培の効率化促進のため省力機械の導入等を支援するものです。

米生産農家支援交付金交付要綱の制定については、水稻作付面積10アールにつき4,000円の交付金を交付するものです。

農業用ハウス設置支援事業補助金交付要綱の制定については、生産規模の拡大と所得増大を図るのが目的です。

協議事項は、一般会計補正予算（第9号）についての1件です。委員会として了承しました。

次に、建設課です。報告事項は2件ありました。

町道久谷桃観線（旧国道178号）の路面変状に伴う対応については、今後追加ボーリングを実施し、地滑り面の範囲、滑り面を把握し、対策工法を検討していくとのことです。

街路事業及び浜坂踏切拡幅事業等については、スケジュールの説明がありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。

一般会計補正予算（第9号）については、浜坂駅周辺活性化方策検討業務について質疑があり、経過の説明を受け、委員会として了承しました。

浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）については、いずれも委員会として了承しました。

次に、税務課です。報告事項は、令和3年度町税等徴収実績についてと確定申告につ

いての2件です。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、商工観光課です。報告事項は5件ありました。

新型コロナウイルス感染対策事業要綱の一部改正、地域おこし協力隊の途中退職、が
んばろう商店街お買物キャンペーン事業などがあります。詳細については委員会資料を
御清覧ください。

協議事項は2件です。

公の施設に係る指定管理者の指定については、1、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の
郷、2、湯村温泉観光交流センターについて、いずれも委員会として了承しました。

一般会計補正予算（第9号）については、委員会として了承しました。

次に、企画課です。報告事項は5件です。

質疑のあった主なものは、地域おこし協力隊の募集状況。ケーブルテレビジョン整備
事業については、検討委員会の内容、周知の仕方。ワーケーション受入れ推進事業につ
いては、C a f e 9 8℃の営業の在り方、問題解決の仕方。そして、温泉活用に係る取
組については、入浴の無料券、割引券の交付の仕方などについて質疑がありました。詳
細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は4件です。

1、新温泉町民バス条例の一部改正について、2、辺地に係る総合整備計画の策定に
ついて、3、公の施設に係る指定管理者の指定について、4、一般会計補正予算（第9
号）について、いずれも委員会として了承しました。

次に、総務課です。報告事項は7件です。

主なものは、職員の退職及び採用予定者について、公共施設等総合警備の見直しにつ
いて、自治体D X推進計画について、生活応援クーポン券事業実施要綱の制定について
などがあります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は5件です。

1、個人情報保護条例の一部改正について、2、集会施設条例の一部改正について、
3、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、4、職員の給与に関する条例
の一部改正については、いずれも委員会として了承しました。

一般会計補正予算（第9号）については、賛成多数で了承しました。

最後に、議会事務局です。協議事項は、一般会計補正予算（第9号）についての1件
です。委員会として了承しました。

閉会中の継続調査の10件について議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告とします。

○議長（宮本 泰男君） 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑は終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が3月8日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） おはようございます。

民生教育常任委員会の報告をいたします。

令和4年3月8日開催、こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりの所管事務調査を行いました。

まず、こども教育課です。報告事項は7件ありました。

主なものは、給食費を20円値上げし、児童生徒の給食費を半額とします。財源はふるさと基金を利用します。町内の私立こども園の保育士の処遇改善事業として3%程度上げるとし、令和4年2月1日から改定されます。

追加で、浜坂認定こども園整備計画について説明がありました。地上げの質問がありました。2メートルのかさ上げと聞いたが、道路からかとの間いがありました。現在の園舎の高さに追加して2メートル地上げするという答弁がありました。

次に、協議事項です。令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）については、委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課です。報告事項は2件ありました。詳しくは委員会資料を御清覧ください。

協議事項といたしまして、新温泉町公民館条例の一部を改正する条例について、報告、説明がありました。新温泉町奥八田地区公民館として、奥八田交流館みあけ内に設置されることになりました。

令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）について、委員会として了承いたしました。

文化財収蔵庫の整備についても説明がありました。財源確保のために内閣府の地方創生拠点施設整備交付金を利用するに当たり、地域コミュニティー機能を充実させるために展示ギャラリーと多目的スペースが設置されます。

次に、町民安全課です。報告事項として、新温泉町生ごみ自家処理機購入費補助金交付要綱の一部改正について説明を受けました。

協議事項といたしまして、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明を受け、委員会として了承いたしました。

令和3年度新温泉町一般会計補正予算について、委員会として承認いたしました。

そのほかといたしまして、3月5日の岸田川クリーン作戦について説明を受けました。129名の参加、310キロのごみが集まったそうです。また、報道されている注射針等についての説明も受けました。6月26日夜から海上保安庁と農林水産課、農林課等

で見回りを何日かされ、3月8日現在で590本集まっているそうです。

次に、健康福祉課です。報告事項といたしまして、8件説明を受けました。

協議事項といたしまして、新温泉町使用料徴収条例の一部改正について、委員会として承認されました。

2番のユートピア浜坂空調施設他改修工事請負変更契約の締結については、変更ではなく予算を組み立て直すべきではとの意見があり、賛成少数で承認されませんでした。

公の施設に係る指定管理者の指定について、もみじホールについてです。委員会として承認されました。

一般会計補正予算（第9号）について、委員会として承認されました。

令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、委員会として承認されました。

令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、委員会として承認されました。

次に、上下水道課です。協議事項といたしまして、令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を受けました。

マンホールポンプ設備改修工事についてです。町内約120か所あり、順次取りかかっていくという説明を受けました。詳しくは委員会資料を御清覧ください。

次に、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりです。

報告事項は、令和4年度診療体制について報告を受けました。医師の異動、外来の担当表、詳しくは委員会資料を御清覧ください。

協議事項といたしまして、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）について、委員会として承認されました。

以上で、民生教育常任委員会の報告といたします。（発言する者あり）

閉会中の継続審査といたしまして、議長に9件申し出ました。以上で終わります。

○議長（宮本 泰男君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 1番です。今回、今日、議運が行われたりして、その中で、民生教育常任委員会の議論を尊重するという議長の発言もあったところであります。その内容が、ユートピア浜坂空調設備等の契約の締結についてが大本にあるようであります。その辺の議論をもう少し御説明をいただきたい。要は、委員会以外の人についてはその議論の中に入っていませんから、もう少し説明をすべきではないかと。議運での報告もあったわけですけど、その一番の原因となった部分の議論の報告がないように感じました。もう少し詳しく御説明いただいたほうが全体の理解が高まるという気がいたします。よろしく願いいたします。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 先ほども申しましたが、委員会の中で、この変更は空調設備とありましたので、下水道はまた別ではないかということに論点がなりました。下水道は設備ではないかという意見もありましたが、やはり今回は、以前提案があったときに、議員からの提案で、以前の委員会で下水道も一緒にこの際するべきではという提案があったのですが、そのときは難しいというような答弁であったのですが、今回そこを併せて下水道も改修するという変更契約を、仮契約をとということでしたが、それにつきまして、やはり当初からの下水道は入っていなかった、下水道は下水道で別にすべきではという意見が委員会の中で多数出ましたので、賛成が2名、反対その他6名でしたので、賛成少数で承認されませんでした。以上の説明ではどうでしょう。

○議員（1番 中村 茂君） 僕はオブザーバーでおりましたので。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） いいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 委員長、先ほど6名、反対6名って言われましたけど、5名です。訂正しといてください。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） ああ、そうかそうか。すみません、訂正いたします。反対は5名でした。訂正いたします。

○議員（8番 河越 忠志君） 議長ごめんなさい。指名してもらえたんですか。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今の委員長の報告について補足になるのかちょっと分かりませんが、発言させていただきたいと思います。

委員会での意見は、今回の空調等改修工事について追加された部分の大半が下水道の公共下水道への接続と、現時点では合併浄化槽を活用した下水処理になっているんですけども、それを公共下水に接続するという工事で、ある意味で独立した工事だったということが議論であったために、関連ではないのでそれについて予算審議がなされていない、要は予算に含まれていないということが最も大きな論点であったというふうに委員の一員としてその会議の内容を認識しておりますので、一応表明しておきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほか質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑は終わります。

浜田委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報特別委員会が3月3日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

森田委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（森田 善幸君） 議会広報調査特別委員会から御報告いたします。

今回も例年どおり議会だよりを4月の下旬に発行いたします。皆様におかれましては、

一般質問された方は今月中が締切りとしておりますので、原稿の提出をよろしくお願いたします。なお、写真についてもそれぞれの議員の方が用意してコメントも添えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 森田委員長、ありがとうございました。

次に、美方広域事務組合議会定例会が3月9日に開かれておりますので、報告をお願いします。

池田宜広君、お願いいたします。

○美方郡広域事務組合議会議員（池田 宜広君） それでは、令和4年第1回美方郡広域事務組合議会定例会の報告をいたします。

令和4年3月9日午後1時30分より、香美町役場議場にて開会をいたしました。会期の決定ですが、3月9日、1日という決定になりました。

諸般の報告で、出納検査、災害発生状況の説明等を受けました。

報告第1号として、委任専決処分をしたものの報告について、委任専決第1号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてということで報告がございました。船越トンネルの消防車両の追越しのときのミラー接触ということで、新聞にも出ておりました。それに関して、香住分署より応援車両をいただいて豊岡病院に搬送したということで、26分の遅延が発生したものであるという報告がございました。しかしながら、患者に対しては問題なく搬送でき、回復されて御退院されているという報告がございました。

議案第1号、損害賠償の額の決定及び和解について、議案第2号、美方郡広域事務組合個人情報保護条例の一部改正について、議案第3号、美方郡広域事務組合職員の育児休業に関する条例の一部改正について、議案第4号、美方郡広域事務組合職員の互助共済制度に関する条例の一部改正、議案第5号、令和3年度美方郡広域事務組合一般会計予算（第3号）について、議案第6号、令和4年度美方郡広域事務組合一般会計予算について、いずれも全会一致で可決をいたしました。

その中で、令和4年度美方郡広域事務組合一般会計予算で主な質疑を報告をいたします。

今後の救急車両の更新予定はということで、令和4年度、令和9年度、令和13年度にございますということでございました。役目を終えた救急車両については、ネット公売を試みてみるということで、予算づけとして1万円ございましたが、近隣各市町等々を調査してみますところ、1車両当たり20万円程度になるかというような報告もございました。

次に、通信機器の工期についてですが、4か月程度、1億1,300万円の予算のようでした。4か月程度で、工場での工期が3か月、現場、本部にて約1か月の工期であります。それについて2系統の受信系統がございましたので、救急搬送等の受信については全く問題なく安全にできるものと考えておりますということでございました。また、別

年2月9日に和解示談を行いました。

なお、事故発生後にはシートの張りつけ、それから土のうの設置を行い、再発防止対策を行っております。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第3 議案第2号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、議案第2号、新温泉町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第2号、新温泉町個人情報保護条例の一部改正について御説明いたします。説明の都合上、審議資料3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

3ページ、新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。このたび、国におけるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、これが令和4年4月1日施行の予定でございます。これを整備法と申します。この整備法附則第2条の施行に伴いまして、整備法の一部を構成いたします行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、それから、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されまして、個人情報の保護に関する法律に統合されます。

これに伴いまして、新旧対照表で示しておりますとおり、個人情報保護条例第2条第9号で引用しております独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を、個人情報の保護に関する法律に改めるものでございます。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、議案第3号、新温泉町集会施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、古市ふれあいセンターを古市区へ譲渡するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第3号、集会施設条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしましては、古市ふれあいセンターを古市地区へ譲渡するため、所要の改正を行うものでございます。施設の建設時に借り入れしました町債の完済に伴い、地元へ無償譲渡するものでございます。

それでは、説明の都合上、審議資料の4ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。左側が現行、右側が改正案でございます。第2条の表中、古市ふれあいセンターの項を削除いたします。

それでは、再び議案の本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

○議長（宮本 泰男君） 日程第5、議案第4号、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第4号、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。説明の都合上、審議資料の9ページを御覧いただきたいと思っております。

このたびの条例改正は、人事院規則の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うもので、改正の趣旨といたしましては、仕事と育児等を両立できるようにするため、育児休業、部分休業の取得要件の緩和と、育児休業を取得しやすい職場環境の整備及び職員に対する個別の周知・意向確認等の措置を行うものでございます。

戻って、5ページを御覧いただきたいと思っております。条例の新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。第2条に、育児休業をすることができない職員、第17条に部分休業をすることができない職員が規定されておりますけれども、そのうち、引き続き在職した期間が1年以上という要件を廃止しております。これによりまして、規則で定める一定条件を満たす会計年度任用職員についても、継続的な勤務が見込まれる場合は、採用当初から育児休業、部分休業が取得できることとなります。

めくっていただきまして、6ページを御覧いただきたいと思っております。次に、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等としまして、1つ目に、第21条で妊娠または出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認を行うことを規定し、2つ目に、第22条で、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うことを規定しております。7ページ、8ページの規則改正につきましては、今回の条例改正により、指し示している箇所が削除されたことによる一部改正でございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。この条例は、令和4年4月1日から施行するというものでございます。また、今説明をいたしました改正規則も、同じく令和4年4月1日施行でございます。以上、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、議案第5号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、医療技術職及び看護職において管理職と管理職以外の職員の属する給与を分けるため、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第5号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。説明の都合上、審議資料の34ページを御覧いただきたいと思っております。概要をもって説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、改正理由でございます。令和5年4月1日より役職定年制が導入される予定でございます。これを見据えて、管理監督職、管理職手当の支給ありと管理監督職以外の職、管理職手当の支給なしが同じ職務の級に混在している職種につきまして、給料表、その他関係する規定を整備するための改正を行うものでございます。

それでは、まず、医療技術職に係る改正でございます。職務の級ごとに基準となる職務を定めている等級別基準職務表の改正を行います。左側が現行、右側が改正案となっております。現行の4級から医療技術長を削除しまして、5級の困難な業務を行う医療技術長を医療技術長に改正いたします。

続きまして、看護職に関する改正です。右側のページを御覧いただきたいと思っております。看護職については、給料表と等級別基準職務表を改正いたします。看護職の給料表につ

きましては現行では4級構成となっております、1級から3級までは国家公務員の看護職の給料表と同じ内容で、4級は国家公務員の5級に相当する内容となっております。新温泉町におきましては、3級の管理監督職の職員と管理監督職以外の職員が混在しております、改正により現行の4級を5級とし、新たに国家公務員と同じ内容の4級を給料表に追加し、管理監督職は4级以上となるように改正するものでございます。

次に、等級別基準職務表の改正でございます。現行の3級の総看護師長及び看護師長を削除して、4級の困難な業務を行う総看護師長と困難な業務を行う看護師長から、困難な業務を行うの文言を削り、新たに5級に困難な業務を行う総看護師長を加えるものでございます。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、附則の部分を御覧いただきたいと思っております。施行日は令和4年4月1日といたしまして、附則にて、看護職で現在4級に在職する職員の令和4年4月1日における取扱いを規定しております。規定内容といたしましては、現在4級に属していた職員は改正後の5級とし、号給は現在のものと同じとするしております。このほか、条例改正に伴いまして関連する規則を改正しております。改正内容につきましては、審議資料の24ページから33ページのとおりでございます。以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

○議長（宮本 泰男君） 日程第7、議案第6号、新温泉町民バス条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町内で唯一の高等学校である浜坂高校を支援するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） それでは、議案第6号、新温泉町民バス条例の一部改正について御説明いたします。説明の都合上、審議資料37ページを御覧ください。

条例の改正内容ですけれども、浜坂高校の生徒を対象とした町民バス通学定期券の購入に係る費用について、現行2分の1負担をさらに減額し、4分の1負担とするものです。通学定期券の現行の料金と改正案の料金を表にしております。現行の表では、左側、片道運賃の区間ごとに、1か月、3か月、6か月、それぞれの金額を記載しております。金額の欄、真ん中の太字で囲っている部分が浜坂高校の生徒に対する定期券の金額となります。例えば300円の区間では、1か月3,960円、3か月1万1,290円、6か月2万1,390円となります。下の表、改正案では、1か月が1,980円、3か月が5,650円、6か月が1万700円となります。

審議資料、前のページの36ページの新温泉町民バス条例新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側は改正案です。別表第4（略）となっている部分は、通勤通学定期券の料金を示している表になります。備考の部分で、浜坂高校の生徒を対象とした費用負担を規定しており、現行下線部分の2分の1とあるのを、改正案4分の1に改めるものです。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思えます。この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） バスの料金の御支援をするということですが、対象者は何名ぐらいおられて、それが全体の何%ぐらいになりますか、支援を受けられる。もう少し絞られた数よりも広く公平にみんなに恩恵があるような施策は別に考えておられませんか。

○議長（宮本 泰男君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） 御指摘の広くという部分でございます。確かにおっしゃるように子育て世帯という観点からいきますと、全員の方へ、浜高以外の方へということにもなろうかと思えますけれども、このたびの場合は浜坂高校の支援という部分、また、町民バスの利用促進という側面もでございます。ということで、このたびの条例改正を御提案申し上げているということでございます。

利用人数等につきましては、対象者、浜坂高校の生徒3学年ある中でバス通学の対象者数を全て把握しているということではございませんが、利用実績としましては令和2年から2分の1に改めております。その時点での数字といたしますが、それまでの令和元年が、定期券の購入件数としまして65件、実人数が24人、令和2年から2分の1

ということにしておりますので、その時点で利用実績が182件、実人数が45人、今年度の3年度2月現在でいきますと、定期券の利用実績が176件で、実人数が52人といった状況でございます。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 私の質疑の内容がちょっと分かりにくかったかも分かりませんが、私が言っているのは、浜高に通学される生徒がどのくらいおるかというのではなくて、それはたしか四十何%だったというように何か報道で聞いたことがあるんですけども、そうではなくて、浜高に通学されてる生徒のうちのどのくらいの恩恵があるのかと、浜高、当然我が町の唯一の高校ですから、支援していくのは当然でありますので、それはそれでいいんですけども、そのうちの何%がこの恩恵を受けるのかと。だから、そうじゃなくて、通ってる人全ての人が恩恵を受けるような方策を考えたらどうですかということですよ。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） バスというと、実はある鳥取の高校がバスで無料で送迎している、こういった背景があって、そういう鳥取の高校に希望する方が極めて多い、こういった対策の一環でもあるという点。それから、あくまでも個人に対する支援というよりは、何とか浜高に行っていただきたい、そういう浜高の存続をかけた一面もあるというふうなことで、浜高支援、持続的に浜高に少しでも多くの生徒に行っていただきたい、そういう視点の支援策であるということなのでこのお願いをしていきたい、そう思っております。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 私の質疑が悪いわけか、理解していただけてないようですよ。浜高の通学者の中の一部ではなくて、浜高全体に恩恵があるような施策を考えてはどうですかということです。単純によその学校が通学用にバスを回すから、うちの町の子どもたちがよそに行くからそれを防ごうというような、そういうことでは根本的な解決にはならないと。もう少し浜高の魅力上げて、浜高に行きたいという気持ちになるような施策をすべきではなかろうかというように思うんですが、いかがですか。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員御指摘のとおりだと。やっぱり浜高の魅力をどう高めるかというのが根本的な解決、浜高の生徒、浜高に少しでも生徒が行く、そういう動機づけになるという具合に考えております。今回そういう、取りあえず行きやすい環境をつかっていきたい、そういう思いの施策ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議員（15番 小林 俊之君） いいです。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。挙手と議長と席番言ってください。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） ただいまの町長の説明ですが、では、令和2年度に半額、2分の1補助した段階でどれぐらいの成果があったとお考えなんでしょうか。例えば何人それによって希望する生徒が増えた、それがあから今回また新たになってということだと思んですが、その辺のことをお伺いしたいです。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 先ほど企画課長が申し上げたとおりの数であります。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 使ったという実績ではなくって、それによって入学者が増えたのかどうかっていうことをお聞きしております。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） それによって増えたかどうかというそういう判断は、まだいたしておりません。

○議長（宮本 泰男君） 発声してくださいよ。分かりません。

○議員（5番 米田 雅代君） はい、米田です。5番、米田雅代です。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） そのところを精査されずに今回また新たに2分の1補助を4分の3にされるっていうことがちょっと理解できないんですが。その精査があって、初めて新たに援助するっていう話ではないんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今後そういった成果があるかどうか、バス通学の成果については検討したいという具合に考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10時25分まで休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時25分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 8 議案第 7 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 8、議案第 7 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布による、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、議案第 7 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料 39 ページをお開きください。

1 の改正理由についてでございます。提案理由で説明しましたとおり、関係法令の改正によるものでございます。

2 の改正内容については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、年金担保貸付事業等が廃止されることを受け、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた新温泉町消防団員等公務災害補償条例第 3 条第 2 項のただし書を削除するものでございます。

次に、消防団員等公務災害補償条例について、これまでの経緯、年金担保貸付事業等に代わる事業について説明をいたしますが、現在、消防防災活動等で年金担保貸付事業を受けている方はいませので、簡単に説明をさせていただきます。新温泉町消防団員等公務災害補償条例は、消防団員や民間協力者が災害現場での防災活動等により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合には、消防組織法に基づき、その損害を補償するもので、補償の内容は下の囲みのとおり、傷病補償年金、障害補償、遺族年金等がございます。内容は記載のとおりでございます。

めくっていただき、40 ページをお開きください。経過について説明をいたします。年金担保貸付事業は、年金を担保として小口の資金の貸付けを行う事業ですが、生活費に充てられるべき年金が返済に充てられ、利用者の困窮化を招く等の問題がございました。そこで、老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、平成 22 年 12 月 7 日に独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針が閣議決定されました。また、平成 25 年 3 月、厚生労働省により年金担保貸付事業廃止計画が策定され、令和 3 年度末で事業廃止が決定をいたしました。同様に、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う恩給担保貸付事業のうち、年金たる補償を受ける権利をこれらの公庫に担

保に供する事業の廃止が決定いたしました。このたび、その廃止の時期を迎えたものでございます。

次に、年金担保貸付事業に代わる事業について説明をいたします。年金担保貸付事業の廃止に伴い、(1)の生活福祉資金貸付制度が始まっております。また、(2)の自立相談支援機関が支援を行っております。内容については記載のとおりでございます。施行期日は、令和4年4月1日でございます。

38ページにお戻りください。条例の新旧対照表でございます。条例第3条第2項ただし書を削るものでございます。

それでは、条例本文にお戻りください。附則として、施行期日は令和4年4月1日から施行するものです。経過措置として、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができるというものでございます。以上、よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

○議長（宮本 泰男君） 日程第9、議案第8号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、高齢者いきがい施設ユートピア浜坂の入館料の見直し及び機能回復室の使用料を定めるため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第8号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正につ

いて説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたように、高齢者いきがい施設ユートピア浜坂の入館料の見直し及び機能回復室の使用料の規定を行うため、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、審議資料の42ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表となっております。

ユートピア浜坂の使用料は町内、町外とも同額ということになっておりまして、町内の多くの温泉施設におきましては、町内、町外に差をつけておりまして、今回、施設改修ということで使用料の改正をするということと、2階の機能回復室につきましては使用料の記載がなかったというふうなことで、使用料を設定するものであります。記載としましては、2階の創作室の下に機能回復室の欄を大人、小人、高齢者に町内、町外の料金設定を、大人とは中学生以上64歳以下の者。2としまして、小人とは3歳以上小学生以下の者。3、高齢者とは65歳以上の者の説明を改正するものであります。なお、障がい者の記載を害の字を平仮名表記といたします。また、障がい者につきまして、精神障がい者の記載がなかった関係で、精神障害者保健福祉手帳を有する者を適用するようになるものであります。

議案本文に戻りまして、附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） すみません、質問させていただきます。

ユートピア浜坂のほうは、今の制度として回数券というのがあります。回数券は13枚つづりで3,000円で売ってたものなんですけども、それについてはどうなるんでしょうか。回数券がもし今後継続されるということであれば、民宿の方がまとめて回数券を買って、観光客、町外の方が使われる場合は、それは適用されるんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 使用料条例におきましては、回数券の規定を設けておりません。ですので、町内については3,000円の10回分ということで3,000円。町外につきましては500円の10回分ということで5,000円というふうな適用にさせていただきますと思います。民宿につきましても、観光客ということですけども、町外扱いということで5,000円というふうな500円扱いにさせていただきますというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありますか。

4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 今回の改正なんですけども、なぜ改正がこの時期になっ

たかと。

それと、この入浴料のお金の改定の金額の設定の基本的な算定基礎ですね、要するに、
どういう理由でこの金額になったかを教えていただきたいです。

○議長（宮本 泰男君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 使用料の改正がなぜ今になったかということですが、今回、空調設備等の改修工事というふうなことで、大規模な改修工事を行います。それに合わせて料金改定というふうなことでさせていただくことで御理解がいただけるのではないかなというふうに考えております。

また、ユートピア浜坂につきましては、従来から公衆浴場の役割がありまして、そういう関係につきましては町内は300円というふうなことで、低料金の設定にさせていただいておりますし、町外の500円につきましても、ほかの施設、例えば薬師湯でも500円というふうな設定の中で、参考にさせていただく中で設定をさせていただいたということであります。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 町内の基準に合わすということなんですけども、薬師湯に関しましては大人町外500円、町内250円。それで、子供に関しましては町内が150円、町外が300円。それから、ゆーらく館については、大人等の関係なしに500円、300円というような考え方。それから、リフレッシュパークに関しましては、大人1,000円、子供と65歳以上は550円というような料金設定で、ほかと見比べてという話になりますけども、まず1点、子供の関係ですけども、150円と250円になったんですね。だから、ちょっとそこのバランスを取るんだったら同じようにしないといけないんじゃないかなというのがまず1点。

それと、この施設名称ですけども、高齢者いきがい施設というような名称の建物であります。それで、この町外が500円というふうな金額設定。全体ぱっと見てここだけ200円が500円になってるというような料金設定。ちょっとぱっと見た感じ、新温泉町として優しくないんじゃないかなと、そういうところも考えながらこういう料金設定はしていただかないといけないんじゃないかなというふうに思いますが。

○議長（宮本 泰男君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 子供の料金設定につきましては、従来から300円に対し150円というふうな設定になっておりました。今回、大人が500円というふうなことで、その半額ということで250円というふうな設定させていただいております。ほかの施設においては料金設定ばらばらの形になっているわけなんですけども、そういう考えの中で子供の料金を設定させていただいております。

また、高齢者の町外の方につきましては、同じ500円というふうなことでさせていただいております。町外の高齢者に対して優しくないのではないかなというふうな御意見ですけども、町内、町外というふうな扱いの中で高齢者を設定させていただいて、

料金の差も普通の大人と同じように取扱いをさせていただきたいというふうなことで設定させていただいております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） こういう料金改定については、やはりある一定の統一性と、それから継続ってというのが非常に大事になると思うんです。ですから、今の御説明だと小児の分に関しては大人の半額だというふうな御説明ですけども、基本的には町内の、要するに金額を算定して、その倍とかそういう分かりやすいある程度の基準をしながら運営していただくようにしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに考えますが。

○議長（宮本 泰男君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 従来の考え方で300円、150円という設定の中で同じように500円、250円というふうな設定にさせていただいてます。同じような、同じ回答になりますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

○議長（宮本 泰男君） 日程第10、議案第9号、新温泉町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、奥八田地区公民館を新たに設置するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 議案第9号、新温泉町公民館条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由としましては、先ほど町長から説明があったとおりでございますが、奥八田

地区の公民活動の拠点としまして、奥八田地区公民館を奥八田交流館みあけ内に設置するため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の４３ページを御覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございますが、条例第２条の規定する公民館の一覧が別表となっております。この別表、新温泉町八田地区公民館の次に、名称、新温泉町奥八田地区公民館、位置、新温泉町石橋７４４番地の１（奥八田交流館 みあけ内）を加えるものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和４年４月１日から施行するとしております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１ 議案第１０号

○議長（宮本 泰男君） 日程第１１、議案第１０号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、前地区ほ場整備事業を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町田中辺地総合整備計画を策定するため、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） それでは、議案第１０号、辺地に係る総合整備計画の策定について御説明いたします。

総合整備計画を次のページにつけておりますが、説明の都合上、審議資料４４ページを御覧ください。参考としまして、４５ページには位置図、４６ページに計画平面図をつけております。

それでは、４４ページの辺地総合整備計画策定に係る理由書について御説明いたしま

す。辺地名は田中辺地ということで、当該辺地は町の中心部から南に約13キロに位置し、上山高原の麓に広がる4つの地区で構成されております。

前地区を中心とした農地は二級河川岸田川の両岸に分布し、耕作者の4分の1以上が75歳以上であります。土地改良事業による整備歴はなく、農道が狭いため大型の農業機械の進入が困難であり、水路は用排兼用で水管理や法面の除草等の維持管理に苦慮しております。そのため、農作業の効率化や大型機械の導入による生産性の向上を図るとともに、農地の集団化や担い手農家への集積・集約化を促進し、持続性のある地域農業の実現を目指すため、ほ場整備を行うものであります。

議案に戻っていただきまして、総合整備計画を御覧ください。まず1、辺地の概況です。辺地を構成する字の名称では、前、石橋、岸田で、岸田には田中地区と岸田地区を含みます。次に、地域の中心位置は、岸田字前田1433番地1。辺地度点数は121点です。2の公共的施設の整備を必要とする事情では、先ほど説明しました理由書と同様でございます。3、公共的施設の整備計画では、令和4年度から令和8年度までの5年間。施設名は農林漁業経営近代化施設（前地区ほ場整備事業）です。実施主体は兵庫県で、事業費4億9,000万円、辺地対策事業債の予定額は一般財源と同額の4,900万円でございます。なお、辺地対策事業債は、充当率が100%、元利償還金の80%が普通交付税、基準財政需要額に算入されるものです。以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、総合計画の中で、大きい1番の(3)番で辺地度点数121点っていうのがあるんですけども、この点数によって辺地であるかどうかという指標になってるんじゃないかなと思うんですけども、この辺りについての御説明がいただけるでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） 辺地の要件としまして、当該地域の中心を含む5キロ平方メートル以内の面積の中に50人以上の人口を有し、かつ辺地度点数が100点以上である地域ということが要件でございます。その辺地度点数といいますのは、地域の中心から駅、学校、医療機関、郵便局、市町村の事務所等、それらの最短距離、また地域における公共交通機関の運行回数などによって算定されるもので、それを点数化したものでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 辺地債っていうのが特に本町にとっては、ある意味での有効な地方債になるのかなと思うんですけども、そういったものを活用していくに当たって、新温泉町で可能性があるようなものについて、要は地区ですね、それについて

把握されてたらお聞きできたらと思います。

○議長（宮本 泰男君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） 新温泉町におきましては、辺地の認定されている地域とし
ましては8地域ございます。久斗山、三尾、春来、熊谷、伊角、海上、青下、それとこ
のたびの田中でございます。それらの事業を実施する際には、財政的な要因として過疎
債等とまた辺地債、過疎債よりも有利な辺地債を有効活用していくということで、そう
いった地域で事業を実施する場合には、この辺地債を活用していくということが財政サ
イドのほうで検討されて、このたび予算化するに当たっての計画策定ということでござ
います。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） その辺地債のことですが、総合計画の3番目に4,900
万円ということで全事業費の10%となっておりますが、これ5か年計画というふうに、
この総合事業費が4億9,000万円で、それを5か年ですということ、そうします
と単年度ずつの辺地債の発行額というのは、単年度の事業費の常に10%でしていく事
業なのか、そうではなくて特定財源との絡みではなしに、辺地債だけで計画的に行っ
ていくのか、ちょっとその辺りを教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） この事業の全体の事業費は4億9,000万円という中での、
令和4年度につきましては3,200万円が予定されております。負担割合としまして、
国、県が合わせて90%、町が負担が10%ということでございます。それぞれ5年度
以降の事業費に応じて町の負担が10%、その10%が一般財源ということですので、
それに対して辺地債を充当していくということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ということは、とにかく年度ごとに見ると、全事業費の
10%を辺地債で充てるということですね。再確認でした。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したい
と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第12 議案第12号

○議長（宮本 泰男君） 日程第12、議案第12号、公の施設に係る指定管理者の指定について（奥八田交流館 みあけ）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、奥八田交流館みあけの指定管理者に奥八田地域づくり協議会を指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井企画課長。

○企画課長（中井 勇人君） それでは、議案第12号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料50ページを御覧ください。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案になります。新温泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第4号の規定により選定しましたので、御提案いたします。

公の施設の名称、奥八田交流館みあけ、指定管理者候補者名、奥八田地域づくり協議会、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。選定理由としまして、奥八田交流館みあけは、奥八田地域の住民自らが行う地域づくり活動を支援し、集落の維持及び活性化を図るための拠点として設置されており、その目的を達成するためには、施設設置地域の地域づくり団体である当該候補者を指定管理者として選定することが最も適当と認めるものであります。

51ページから基本協定書をつけております。

54ページの第7条で指定の期間を定めております。また、第6条で管理する施設を、55ページの第8条で業務の範囲を規定しており、その内容につきまして63ページの別表2、奥八田交流館みあけ指定管理業務仕様書によりまして、1、管理施設の概要、3、指定管理者が行う業務として定めております。

57ページの第21条につきまして、21条に規定する指定管理料につきましては、年度協定で定めることとしておりますが、令和4年度につきましては75万9,000円を計上しております。その他の条文につきましては、同様施設、標準的な基本協定書と同様でございます。

議案に戻っていただきまして、1、公の施設の名称、奥八田交流館みあけ、2、指定管理者となる団体の名称、奥八田地域づくり協議会会長、中村幸夫、3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 13 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 13、議案第 13 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」の指定管理者に社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第 13 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の 65 ページをお開きいただきたいと思います。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案であります。新温泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条第 1 項第 4 号の規定により選定いたしますので、御提案いたします。

公の施設の名称、新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」、指定管理者の候補者名、社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会、指定の期間、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。選定理由、社会福祉協議会は、新温泉町高齢者福祉センター「もみじホール」の運営・管理についても従来から携わってきており、利用者が安心して健康で明るい生活が送れる場を提供し、健康管理、相談・助言、緊急時の対応を行うなど本施設の設置目的を達成するため、高齢者福祉の向上を図ってきた実績があります。

66 ページをお開きいただきたいと思います。新温泉町高齢者福祉センター「もみじホール」の管理に関する基本協定書であります。協定書の内容につきましては、69 ページの第 7 条の指定期間以外は変更はございません。指定管理料につきましては、73

ページ第 23 条で年度協定に定めるものとしておりまして、令和 4 年度の指定管理料は 967 万 4,000 円を計上しております。

議案本文に戻りまして、1、公の施設の名称、新温泉町高齢者福祉センター「もみじホール」、2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会会長、倉内晋、3、指定の期間、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 14 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 14、議案第 14 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（道の駅 山陰海岸ジオパーク浜坂の郷）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷の指定管理者に特産しんおんせん株式会社を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第 14 号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。指定管理者の指定を行うため、議会の御議決をお願いいたします。

説明の都合上、審議資料 80 ページを御覧をいただきたいと思っております。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案です。新温泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条により、指定管理者を選定をいたしましたので、御提案いたします。

公の施設の名称、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷、指定管理者の候補者名は特産

しんおんせん株式会社、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。選定理由につきましては、①候補者は、地域加工組合等が道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷運営のために設立したものであり、道の駅開設時より運営に携わってきた実績があります。②法人設立の理念に基づき、地域振興に寄与しつつ、機動的で低コストの運営を目指すことができる団体であります。

審議資料81ページより基本協定書をつけております。協定書の内容につきましては、84ページの第7条中の指定期間以外は変更はございません。指定管理料につきましては年度協定で定めることとしておりますが、令和4年度につきましては440万円を計上いたしております。

それでは、議案に戻っていただきまして、1、公の施設の名称、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷、2、指定管理者となる団体の名称、特産しんおんせん株式会社代表取締役社長、中村壽弘、3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） この指定管理について公募ということで、申込書を取りに来られたのは2社で、結局応募に手を挙げられたのは1社というふうに聞いておるんですが、書類を取りに来られた1社は、以前指定管理に応募されたところでしょうか。それとも、また別の企業だったのか、そこだけ教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 今回の指定管理につきましては、第4条を適用しまして公募という形を取らせていただきました。それは、この道の駅の開設当時の指定管理者の選定のときにも公募をいたしてございまして、その際に申請団体が2団体ございました。今回、議員御質問の書類を取りに来られた団体につきましては、そのときに申請をされました団体でございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 企業の御判断で結局応募されなかったんですけど、もし分かればなぜ応募されなかったのかというようなこと、理由が推測されれば願います。

○議長（宮本 泰男君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 書類を取りに来られたときにつきましては、一応参加の検討をされていたということでございますが、その申請をされなかった理由につきましては、把握はいたしておりません。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 15 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 15、議案第 15 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（湯村温泉観光交流センター）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、湯村温泉観光交流センターの指定管理者に湯財産区を指定したいので、地方自治法第 244 の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第 15 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてよろしく願いいたします。

説明の都合上、審議資料 95 ページをお願いいたします。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案でございます。新温泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 4 号の規定により選定をいたしましたので、御提案をいたします。

公の施設の名称は湯村温泉観光交流センター、指定管理者の候補者名は湯財産区です。指定の期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。なお、この指定期間につきましては、現在の協定は 15 年間でしたが、コロナ禍による経済状況の中で申請者から期間短縮の申出があり、指定期間の基本期間である 5 年間に変更しております。

次に、選定理由でございますが、①当財産区は、明治時代から公衆浴場を経営してきた実績と、過去 15 年にわたり当該施設を管理してきた実績があり、当該業務に精通していることから、その長年にわたり培ってきたノウハウを生かした適正かつ効率的な施設の管理運営が期待できます。②当財産区の設置目的が財産（泉源・温泉）の管理であることから、当財産区の財産である温泉を使用する当該施設の管理を行うことはその目的に最も適しており、当財産区以外の団体等が任意で管理することはできない。③当財

産区は、特別地方公共団体であり、公共施設の管理運営において公平性、安定性、継続性に優れており、住民福祉の向上及び地域社会の発展に寄与することができる団体です。

審議資料 96 ページより基本協定書をつけております。協定書の内容につきましては、100 ページの第 7 条中の指定期間以外は変更ございません。また、指定管理料につきましてはゼロ円となっております。

議案に戻っていただきまして、1、公の施設の名称、湯村温泉観光交流センター、2、指定管理者となる団体の名称、湯財産区管理者、新温泉町長、西村銀三、3、指定の期間、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 指定管理先は湯財産区で、その管理者は町長であるわけですが、そうすると湯財産区自体の意見といいますか、これは財産区議会が持っているものと思うんですが、この基本協定書に対して財産区議会のほうは大体同意されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総合支所長。

○温泉総合支所長（中井 一久君） 指定管理の改定につきましては、昨年度 1 年間通しまして湯財産区議会と協議を重ねてまいりました。その上での決定でございます。

○議長（宮本 泰男君） 15 番、小林俊之君。

○議員（15 番 小林 俊之君） 指定管理の期間ですが、以前は 15 年、1 回ですけどね、15 年としてきたと。このたびは 5 年。課長の説明では、コロナ禍における云々という説明だったですけども、何かほかに理由があるような気がしてなんのですけども、その辺のところは何か解釈をしておられますか。

○議長（宮本 泰男君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 当初の 15 年といいますのは、本来、湯財産区に管理をしていただくということで、長期の期間設定をしていたというふうに聞いております。今回 5 年間の見直しにつきましては、コロナ禍で利用者の減であったり、またそういったこともございまして、一方では施設のほうの管理、それから修繕の関係、そういったものを短い期間で判断をしながら、そのときに協定の見直しをしたいというふうな申出がございまして、今回から。また、指定管理の期間っていうのが一般的に 5 年が標準となっておりますので、そこも踏まえて 5 年間といたしております。

○議長（宮本 泰男君） 15 番、小林俊之君。

○議員（15 番 小林 俊之君） 15 年は 15 年なりの意味があって 15 年にしていたと。このたびからは普通の 5 年ということですけども、15 年したことによって、ある一定の役割を果たしたのだろうか、その辺のところはちょっと気にはなります。以前から財産区の要望がありましたように、この財産、観光センターを湯財産区に譲渡したらど

うだろうかと思は思うですけれども、その考えはございませんか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総合支所長。

○温泉総合支所長（中井 一久君） 一般の公共施設の設置管理条例では、指定管理期間を設定しておらず、大体協定書で指定期間を定めるものです。あえてこの15年としていたのは、ゆーらく館と観光交流センターのみでございまして、なぜ15年間としとったってというのは、15年後のその施設の在り方について検討したいというふうな意向がありました。今回、改定に際しまして様々な意見があったんですけども、最終的に財産区としては指定管理を継続して、ただし5年間のスパンで経緯を見たいというふうな意向で今回の決定になった次第でございます。

○議長（宮本 泰男君） 譲渡について。

○温泉総合支所長（中井 一久君） 財産区としては、現在、無償譲渡を受けるという意向はございません。

○議長（宮本 泰男君） いいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第1号

○議長（宮本 泰男君） 日程第16、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議についてを議題といたします。

発議に対する提出者の説明を求めます。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） それでは、発議第1号を御提案申し上げたいと思います。

内容は、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議についてであります。この決議におきましては、裏面、裏面というか別の用紙をつけてるところであります。朗読をもって提案を申し上げたいと思います。

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。これはウクライナの主権と領土を侵害し、武力の行使を禁ずる国際憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺

るがすもので、断じて容認はできない。新温泉町は恒久平和の町宣言を行い、核兵器の廃絶と戦争を許さない決意を表明しており、平和と幸せな生活を求めている。新温泉町議会は、ロシアによる攻撃やウクライナの主権侵害を非難するとともに、国際間の法秩序と対話による世界平和の実現を希求し、ロシア軍の無条件かつ即時の撤退を強く求める。

また、政府においては、国際社会とも連携し、あらゆる外交努力によってロシアのウクライナからの無条件即時撤退と原状回復に全力を尽くすとともに、我が国への影響対策について万全を尽くすことを要請する。

以上、決議する。令和4年3月11日提出。兵庫県美方郡新温泉町議会。

この決議の下でロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月11日。新温泉町議会議長、宮本泰男様。提出者、新温泉町議会議員、中村茂。同じく竹内敬一郎。同じく浜田直子。同じく池田宣広。同じく岩本修作。同じく澤田俊之。

皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 大変いいことといたしますか、賛意を示すものであります。後段において、また、政府においてというくだりで、最後、要請するとあります。ということであれば、国に対して意見書を出すべきと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議員（1番 中村 茂君） そういう方式もあるかとは思いますが、ただ、主体的な意思を表示という部分で決議といたしました。この決議に対して、対してというか、これをもってして政府関係、内閣総理大臣をはじめ、外務大臣を含めてです。私の決意を送付というか、そういう形を取っていきたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 決議そのものについては賛成であります。もう1回はっきりとどこにこの決議は送るものなのか。当然、町民なり内外に示すなら示すっていうことが必要なんですけども、それはどう考えておられますか。

○議員（1番 中村 茂君） 意見書ではありませんので、広く、さっき申しましたように、総理大臣をはじめ関係省庁なり、そういうところに要請として出していききたいと、そういう思いであります。

○議員（14番 中井 次郎君） 分かりました。

○議員（1番 中村 茂君） ありがとうございます。

○議長（宮本 泰男君） 質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 中村茂君、ありがとうございます。

○議員（1番 中村 茂君） よろしくお願ひします。

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本件を別紙のとおり決議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案を別紙のとおり決議することに決定いたしました。

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会といたします。

次に、3月14日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午前11時28分散会
